

厚生委員会記録

1 日 時 令和元年9月18日（水曜日）

開 会	午前10時15分
休 憩	午前10時23分
再 開	午前10時42分
休 憩	午前11時02分
再 開	午前11時29分
休 憩	午前11時49分
再 開	午後 1時50分
閉 会	午後 2時04分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 真 里
副委員長	泉 英 之
委 員	松 井 邦 人
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	鋪 田 博 紀

委 員	高 田 重 信
//	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者（富山市民病院長）	石田 陽一
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	古澤 富美男
理事（管理部次長）	高田 英俊
参事（総務医事課長）	石井 達也
医事課長	浦田 純一
経営管理課長	井村 孝志
契約出納課長	長森 貴弘
経営管理課主幹（調整担当）	竹内 孝

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	高野 聡
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
参事（医療介護連携・高齢者福祉担当）	岩田 大史
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
福祉政策課長	山森 豊
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄
福祉政策課主幹	谷澤 隆
保健所生活衛生課主幹	江戸 岳夫

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	広瀬 圭一
参事（市民課長）	毛呂 知昭
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サービスセンター所長	中田 俊彦
大山行政サービスセンター所長	酒井 英幸
八尾行政サービスセンター所長	中島 善一
婦中行政サービスセンター所長	野上 健
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
細入中核型地区センター所長	圓山 尚英
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 令和元年9月定例会の厚生委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に松井委員、金井委員を指名いたします。

当委員会に付託されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

病院事業局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

鋪田委員 富山まちなか病院のことになりますけれども、前年度の本委員会で経営計画について示されたと思います。

その中に改修費などを盛り込んだ5年間の数字があり、取得金額の積算根拠はそれをもとにしたものだったと思うのですが、今回の予算案件にありました改修工事一分科会で表明したように議案に対しての意見の表明はないのですけれども—その部分については5年間の改修計画の中の第1期分、スタート分という感じかなと思っています。

予定は予定なのですが、そのときに示された

金額とは大体差異がないのかどうかを簡単に御説明いただきたいです。

管理部長

今おっしゃったのは、昨年度、厚生委員会並びに議会等にお示しをさせていただきました、逓信病院を譲り受ける費用の積算の根拠として、まずもって土地の価値などいろいろなものを算出した上で一マイナスになりますが一営業のいわゆる「負ののれん代」だと思います。

今、委員からもお話がありましたとおり、向こう5年間程度で喫緊に必要な修繕費等を見込んで算出をしたというお話をさせていただきました。細かい数字ではないのですが、修繕費が約1億円弱という積算をさせていただいたところでございます。

先ほどの補正予算の5,600万円といいますが、実を申しますと、今の話にあった1億円程度とは基本的にはまた別のものがございます。1億円という金額は、基本的には旧逓信病院をそのまま5年間程度運営するに当たって、これだけのものが必要ですよというものでございました。

今回は、我々の方針で新たな病床機能へ転換するための費用ということでございます。これはちょっとわかりにくいかもしれないので

すが、日本郵政からいわゆる経費として差し引くものではなくて、あくまでも我々が主体的にやりたいということの経費でございますので、基本的には別のものと御理解いただきたいと思います。

話はもとに戻りまして、その1億円程度の金額は今後5年間の修繕費ということなのですが、今年度既に若干着手したところもございます。

具体的には、空調関係で少し修繕が必要になって発注をしておりますが、今のところは概ね、5年間で見込んだ内容におさまる—まだ半年ぐらいしかたっていないのでこれからですが、今のところは大体見込んだとおり、それ以外に細かい修繕はもちろんありますが、大きな修繕は発生してきていない状況でございますので、現時点では見込みのとおりで推移するだろうと考えております。

鋪田委員

理解いたしました。

先ほどの分科会で説明があったとおり、令和2年度から地域包括ケア病棟が41床ということになっていきます。そうすると、病院の性格としてはかなり大きく変わってくるのですが、時間をかけて移行していこうという説明も当初あったかと思うのです。

今、この病院を使っている患者さん、あるいは地域の方を含めて、どのように説明して理解をしていただくかということも重要だと思います。

そのことそのものが、市民病院とまちなか病院がこれからどうしていくのかという、市民に対するアピール、あるいはそれこそまちなか診療所も含めて、富山市の医療をどのように提供していくのか、未来像を示すいいチャンスにもなるかと思うので、どのような方針で臨まれるのか、病院事業管理者からお話をお聞かせください。

病院事業管理者

今、委員から御指摘がありましたように、当初は少しゆっくりなペースでと考えていたのですが、実は国のほうの状況が大分変わってまいりまして、特に内閣府が、急性期の病床の削減を急ぐということで、各病院の方針を早く出すようにということになってきています。

その中で、今年度、10月になりますけれども、2025年の病床機能報告をしなければいけないということになっておりまして、そこでかなり精緻なものを求められていく可能性があります。

その中で、急性期の病床をずっと維持してい

くというような報告をしてしまうと、回復期の病床としての機能を持たなくなる危険性を今感じておりました、その転換は少し急いだほうがいいのではないかと考え、来年度を目途に動き始めております。

これは、自分の病院を回復期に変えます、病床機能を転換しますと宣言しただけではだめでして、当然、診療報酬上の施設基準を満たしていかなければいけませんので、現在、その必要なことについて順次クリアしていているところですが、そうしてやっても、どうしても来年4月以降にならないと機能転換できないという現状もあります。

その中で、決してゆっくりでもないし急ぎ過ぎているわけでもないという、今、妥当なスピードで動いているつもりではおります。

今後どうしていくかというところにつきましては、機能分化が一番重要だと考えていまして、特に市民病院の機能とまちなか病院の機能、その分化と連携を見ていくことが重要です。富山市の人口についても動向がはっきりわかってきましたので、それも踏まえまして今後決めていこうと思っております。

いずれにしても、市の病院として経営を第一に考えるというよりも、地域の医療が安定すること、それからしっかりとした地域包

括ケアシステムの構築に資することが、まず何よりも大事だと考えていますので、その視点を常に持ちながら、今後運営してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時23分 休憩

~~~~~

午前10時42分 再開

委員長           これより、厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第128号 富山市細入総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

大沢野行政サービスセンター  
地域福祉課長           〔議案書および議案概要書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
                    質疑はありませんか。

高田 重信委員   細入デイサービスセンターが廃止に至った経緯について、少し説明いただけますか。

大沢野行政サービスセンター  
地域福祉課長   利用者数が減少してきておりまして、平成30年度は1日平均で28.4人になっております。民営化したほうが利用者数が見込めるのではないかということでございます。

委員長           ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
                    これより、議案第128号の討論に入ります。  
                    討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
                    これより、議案第128号を採決いたします。  
                    本案件は、原案のとおり決することに御異議  
                    ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている  
報告第37号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第21号、専決第22号  
を議題といたします。  
これより順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔報告第37号中  
専決第21号について、  
議案書により説明〕

まちなか総合 ケアセンター所長 〔報告第37号中  
専決第22号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 専決第21号については人身事故ですか、それとも物損だけでしょうか。  
もう一つ、専決第22号の過失割合は10対0でしょうか。

福祉政策課長 専決第21号につきましては、人身と物損、両方がございます。  
過失割合につきましては10対0で、市の過失は10であります。

まちなか総合 ケアセンター所長 専決第22号ですが、過失割合は9対1で、市の過失が1でございます。

大島委員 人身事故の程度はどれだけですか。

福祉政策課長 人身事故の程度の内容については、手元に資料がないのでわかりかねますが、治療費については9万1,274円と伺っています。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございますか。

松井委員 9月定例会の一般質問の中で生活保護のこと

を質問された議員がおられました。もともと富山県というのは全国に比べ、生活保護の保護率が低い土地柄というか、そういう特徴です。ずっときていたと思いますし、実際に答弁の中でも、窓口では申請に来たものに関しては適正な手順を踏んだ上で、実際に生活保護を受けている人の比率が決まっていくというふうな答弁があったと思うのです。

過去の流れからいうと、生活保護を受ける方というのは、65歳以上でなかなか収入がない中で病気をされて受給するという人が増えてきているのが全国的な流れで、御多分に漏れず富山市も、保護率は少しずつ増えてきているということが集計を見させていただいてもわかるのです。

ただ、一般質問された方が、富山市の保護率が低いのは、富山市の窓口で保護率を低くさせるための水際作戦のようなことをしていると、不勉強な発言をされたと思うのですが、それに関して当局は回答する間もないまま、違う話になっていったので、実際そういった話を受けて当局ではどういう見解を持ったのか、福祉保健部長の答弁を求めたいと思っております。

福祉保健部長 当日、答弁は私がさせていただきました。水

際作戦というようなことは全く行っておりません。答弁したとおり、申請の相談があったときに、御本人から十分内容をお聞きして説明をした上で、御本人の意思があれば、その場で申請書を提出していただいております。これは現在の事務と相違ないところでございます。また、その際、次の質問の際に市長があえて答弁に立たれまして、一定程度強く抗議をするような内容の発言があったかと思っております。

私も当日聞いておりまして、常日ごろから一特に生活保護受給者の自立に向けて、担当ケースワーカーが非常に一生懸命やっている姿を見ておりますので、部を預かる人間としては大変残念な思いでその発言を聞いていたところでございます。それ以上のことは、特にコメントはございませんけれども、私の感情としては、そのような思いでございました。

高見委員

何年か前から気になっていて、ことし、どうにか対応されたのでよかったなと思っているのですが、本会議でもちょっと質問がありました。保健所業務のことではないのですが、保健所の周辺の環境の問題一何のことかわかると思いますが、市では環境問題に取り組んでおりますので、保健所周辺の環境の

こともしっかりと職員の皆さんに伝えて、今後やっていただきたいなど。これだけお願いします、要望です。

保健所長

昨年、ことしと、保健所周辺の道路の雑草のことで御指摘いただきました。結構頑固なものがありまして、大勢の職員に出てもらって除草いたしました。

また、月に1回清掃しているのですが、なかなかそれでは追いつかないようなところもございまして、また今後気をつけたいと思います。

高見委員

地域の皆さんからすごく苦情が出ていたので、そこだけひとつ、またお願いします。

松井委員

一言言おうと思ったら高見委員が先に違う話をされたので一皆さん一生懸命やっておられるという福祉保健部長の話も、それは重々わかっております。

ただ、平成28年の資料では生活保護を受けている方の47.4%が65歳以上で、この傾向が当分の間続いていくということだと思います。そういった方に対するケアを今も一生懸命していただいているのはわかっているので、そういったところにもきちんと目が行



き届くように対応していただきたいと思っています。これは要望です。

鋪田委員 シニアカーのことについてお聞きしたいと思います。

シニアカーは電動車椅子に分類され、介護保険給付により1割負担等で利用ができるのですが、最近そのシニアカーの利用者の交通マナーと申しますか、それがいろいろ問題になっていたり—それは生活安全交通課のほうでやらなければいけないことなのですが—レンタルや購入のときに、保険加入の勧奨について、何か特段手を打っていらっしゃるのかどうか、もしわかればお答えいただけないでしょうか。

介護保険課長 保険の勧奨といった話についてはしておりません。

不勉強でして、そういったものに対する保険というのは、どのようなものがあるのかということがわかっていないところもあるので、少し調べてみたいと思っております。

鋪田委員 担当部局は違いますが、自転車の安全条例の検討も議員間で始めようという中で、保険についてもいろいろ勉強しているところなので

すけれども、シニアカーで使える保険は、いわゆる個人賠償責任担保特約ということになると思うのですが、それがあるかないとは随分と違うのです。

特にシニアカーは、最大時速6キロメートルしか出ないので、これは軽車両にも当たらない歩行者扱いということなのですが、重量としては非常に重かったりするので、衝突したときに場合によっては相手方に大変な被害、損害を与えてしまうケースがあります。

今、高齢社会がどんどん進展する中で、先ほど運転免許自主返納の話もありましたが、手軽な移動手段としてこれからさらに利用が増える可能性があるかと思います。

各メーカーのホームページなどを見ますと、いろいろな保険があります、勧めていますということがあるのですけれども、やはり現場においてこないと、なかなか安全が守られないかと思いますので、その点、配慮していただきたいと思っておりますが、見解をお聞かせください。

介護保険課長 この保険をどうぞということは市としてなかなか言えないと思っています。

ただ、今委員が言われたように、そういうものの利用が増えていく中で、事故というのは

それに比例して、それ以上に起きてくる可能性もあると思ひまして、こういうものもありますよということと言ったほうが、もし何かあったときにお互いのためになるという話だと思ひます。

そういうお声かけについては、また少し検討をしてみたいと思ひます。

大島委員 豚コレラが養豚場で発生した場合の出動体制というのは、県と保健所で打合せができてい  
るかどうか確認します。

保健所長 豚コレラに関しての保健所の業務といたしま  
しては、派遣される方の健康管理、それから  
後の精神的なダメージに対するフォローとい  
うことになっております。

これに関しましては、県のほうでも体制をと  
っておりまして、その中に富山市も入るとい  
う形になっております。

大島委員 殺処分を実際に担当される獣医さんなどは、  
富山市の保健所管内ではないということによ  
ろしいですか。

保健所長 富山市の保健所生活衛生課におります獣医も、  
それに加わることになっております。

大島委員 その担当は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

新聞で見ましたら、健康な感染していない豚も子豚も全て殺さないといけないということで、精神的に非常にダメージがあるという女性の獣医さんのお話が出ていました。もし本当にそういうふうになったとしたら、相当な精神的な負担があるだろうと思います。その辺を聞かせていただけますか。

保健所長 富山市保健所からは4名派遣することになっております。

保健所保健予防課長 委員がおっしゃったように、豚の殺処分は精神的なストレスが相当かかるということでございまして、過去、他の都道府県ですけれども、鳥の殺処分のときに獣医が一そんなに数は多くないのですけれども一数カ月にわたって精神的症状に苦しみました、いわゆるPTSDの症状が出たという報告がされております。

今度は鳥ではなくて豚ということで、新聞などを拝見していると、より相当かわいそうなケースでございますし、獣医に与える精神的なストレスは相当なものだと思っております。

保健所としましては、同じ建物の中にいますので、特に殺処分に係る獣医に関しましてはいつでも相談に乗れるような、こちらから声をかけるような形で、心のケアと申しますか、長期にわたって続けていきたいと思っているところでございます。

松井委員 今年度予算で風疹の抗体検査の予算がついていたと思うのですが、現時点での風疹抗体検査の受診率はどれぐらいなのか教えてください。

保健所保健予防課長 風疹の追加対策で、これは委員もよく御存じだと思いますけれども、昨年夏ぐらいから中高年の男性を中心に風疹がはやりまして、残念なことに、2010年以来絶えておりました先天性風疹症候群のお子様が3名出たという事態がございました。それを受けまして、中高年の男性を対象に対策をとっているところでございます。質問に対する答えでございますけれども、クーポンを2万2,556名の方に6月に配付いたしました。配付から2カ月間、6月と7月の抗体検査の実施者数でございますけれども、2,773名でございます、率で言いますと12.3

%というような割合になっております。

松井委員

私もその対象の年齢でありまして、この話をするために受けてきたのですけれども、この検査を受けることの意味というのは、子育て世代の夫婦にとって風疹になるというのはすごく大きなことで、それを防ぐためにも受診率を高くして一抗体があれば問題ないのだろうけれども、ない方はその次の対応をしなければいけないということもあります。そういった意味では、今の時点で12.3%ということなのですが、それを高くする努力をしていただきたいと思いますので、12月には大体どれぐらいまでの割合にするとか、そういった思いで取り組んでいただきたいと思いますので、このことに対しての決意を聞かせてください。

保健所保健予防課長

委員がおっしゃるとおりでございます。私どもとしましては、どれだけの割合ということもございませぬけれども、より1人でも多くの方に受けていただきたいと思いますので、さまざまな機会を利用して広報に努めてまいりたいと思っております。数が出そろいました時点で、また御報告差し上げたいと思っております。

委員長           ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了  
いたします。

午前 11 時 02 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 29 分 再開

委員長 これより、厚生委員会こども家庭部所管分の
議案の審査を行います。
議案第 129 号 富山市保育所条例の一部を
改正する条例制定の件、
議案第 130 号 富山市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 131 号 富山市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定
める条例等の一部を改正する条例制定の件、
議案第 132 号 富山市認可外保育施設に係
る施設等利用費の支給に関する条例制定の件、
以上 4 件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第129号から議案第132号まで、以上4件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第129号から議案第132号まで、以上4件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を

終了いたします。

次に、こども家庭部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

高見委員

ちょっと心配なことを耳にしたものですからお聞きしますけれども、保育士のなり手がだんだん減ってきていると。今、勤めている人でもやめたいという人が結構出てきているという話を聞いたのですね。

それは何が原因か。ある保育所の方から聞いたのですが、お母さんたちの中で相当一モンスターペアレンツではないけれども、そういう類いの保護者が増えてきていると。これに耐えられないというような、そういう心理的な負担が相当たまってきているということから、なり手がいない、やめたい人が多いということでした。

これは本当なのですか。これは保育所の現場に勤めている人から、こういうことで困っていると聞いたことです。

こども支援課長

今、委員がおっしゃったようなことも実際にはあるかと聞いております。その際には、1人の保育士が対応するのではなくて、所長をはじめとしたチームを組んでみんなで対応するということが基本になっておりまして、実

際に現場ではそういう対応をしております。
こども支援課のほうに直接御相談があった場合には、こちらのほうの保育士が現場に出向いて話をしたりサポートしたりということを、今、継続してやっているところであります。

高見委員

保育料の無償化などいろいろな施策をやっていても、それを行う保育士さんのなり手がいない、やめたいという感情を持っていたら、事業が前へ進まないような状況になるのです。マニュアルなり、そういうものを何か1つしっかりとつくっていかなければいけないのではないかなと思います。

あまり報道してもらっても困るのだけれども、今、お母さんたちに対する教育というのはいいかげんなところも結構ありますから、しっかりと言うところは言っていくという強い姿勢を示すことが必要だと思うわけです。

そうしないと、言われっ放しで一今、こども支援課長が言われたみたいに総力戦で対応していくといっても、あまり中途半端にしているはどうにもならないのです。だめなところはだめ、いいことはいい、悪いことは悪いと、しっかりとすることは言っていないと、お母さんたちの教育を少しやっていかないといけないという部分が、保育所というか、こど

も家庭部でも重要な仕事になってくるのではないかなというふうに思うのです。

次長などは、そこら辺の扱い方をよく知っておられると思いますけれども。

以前は小学校だったのです。小学校でモンスターペアレンツが教育委員会へ電話をしてきて、「あの先生はだめだ、どうして子どもをかわいがってくれんがだ、どこやらの子どもばかりかわいがっとる」など、ありもしないようなことをいろいろと、あげくの果てにあの先生を交代させろなどと言ってきました。今度は保育所でそういう動きが出てきているというような話を聞いたものだから、ちょっと心配だなという思いです。

現場の保育士たちの心のケアというか、こども家庭部でいろいろな連携をとりながら、少しサポートしていったらいいなと思っているのです。これは1つ要望しておきます。

委員長

要望ですね。

ほかに質問はありませんか。

鋪田委員

放課後児童健全育成事業についてお聞きします。先ほど藤木公園の件も出ましたけれども、その施設が完成することで、地域でやってい

らっしゃる子ども会と放課後児童クラブの受入れ可能な定員はどういう数になってくるのか、わかりますでしょうか。

こども育成健康課長 藤ノ木校区のほうですけれども、ここ2年間の動きを整理いたしますと、今年度4月にも民間の学童保育の施設で、通常の放課後児童クラブが1施設、地域ミニ放課後児童クラブが1施設増加しているところでございます。藤ノ木校区は今年度も富山市で一番児童数が多い小学校ということでした。実際にこの施設ができますと、民間事業者が実施しておられます放課後児童クラブに子ども会から移行していくということを市のほうでは期待しまして、この特別拡充事業をしております。具体的な数というのはちょっと今のところわからないのですけれども、1支援体の定数は概ね40人を見ておりますので、この範囲内で移行していただろうと思っております。今年度4月当初に募集いたしました特別拡充事業の中で、藤ノ木校区のほうからの募集もございまして、来年度にまた1施設一先ほどの都市公園のほうは、さらにもう1年後ですけれども一令和2年4月の開設につながる法人の募集もございましたので、子ども会の混雑度は徐々に緩和していただろうと考えてい

ます。

鋪田委員 その子ども会、地域児童健全育成事業をやっている中で、条例基準を満たしなさいという話が一般質問等でも出ていたのですけれども、全体として子ども会が何カ所あって、そのうちの幾つが条例基準を満たしているのかということとはわかりますか。

こども育成健康課長 条例基準で、面積の要件がございます。今年度6月の時点で集計しておりますけれども、1.65平米以上という面積基準を満たしていない校区は、子ども会を設置している61校区中10校区でございます。

鋪田委員 あと、開設日数に関しても条例基準がありますが、それについてはどうでしょうか。

こども育成健康課長 開設日数につきましては、1日3時間以上、学校休業日は8時間以上、年間250日以上というのを目途にしておりますけれども、そちらを満たしていない校区は38校区ございます。

鋪田委員 私自身も子ども会にかかわっていましたので思うところがあるのですが、条例基準の話が

出るたびに思うことは、最終的にはいわゆる学童保育へ移行していかないと一恐らくこの条例基準、特に開設日数のことに関して、私がかかわったところではPTAのOBとか、今は児童クラブのOBとか現役といった地域の人たちが、自分たちの子どももお世話になっているのでという思いで、何とかぎりぎりのところで運営しているのです。

釈迦に説法ですけれども、特に旧富山市では、そもそも地域児童健全育成事業は学童保育とは全然狙いが違うものですが、子ども・子育て応援プランの中でどうしても学童保育に位置づけせざるを得なくなったということで、この条例基準を満たしなさいという議論とかみ合わないところがあるのだろうと思うので、引き続き民間事業者による放課後児童健全育成事業の拡充を進めていっていただきたい。

もう一つ、委員会視察で川崎市の施設の見学をしてきました。これはもう随分前に委員会や一般質問で提言はしていましたが、場合によっては、子ども会をやっているところが社会福祉法人的にやってもいいよという前向きな話があれば、そういったところへ移行支援、例えば認可外の保育所から認可保育所への移行を支援する施策がありますけれども、そういったこともいろいろと策を集めて

やっていないと、開設日数だけで61分の38が条例基準を満たしていないという状況もなかなか解消できないと思うのです。

先ほど言いました民間の放課後児童健全育成事業をしっかりと拡充することと、もしかすると今あるマンパワーというか、やる気のある子ども会のそういったところへの移行などの支援も今後考えていったらいいのではないかなと思うのですが、所見を伺います。

こども育成健康課長

子ども会の混雑度の解消ということで取り組んできましたし、今後もそのようにしていきたいと思えます。

子ども会は昭和の時代から50年以上の歴史があり、地域の御支援に支えられて、ここまで続けてきたという歴史があると認識しております。

そうした中で、子ども会としてスペース的にも、それから開設日数的にも、その基準を満たすということが確かに一番よいことだと思うのですけれども、今、地域の皆様方の志といいたいまいしょうか、お力をおかりして初めて成り立っているということも事実であります。そうした中で私どもも、ちょうどことし6月から今月初めまで、全61校区を担当のほうで回らせていただきまして、各校区の課題を

いろいろ聞いてまいりました。その中で、やはり指導員の確保というのが非常に大変だと伺っています。

そうした中で、例えば私たちも保育士のOBの方とか教員のOBの方々、あるいは学生ボランティアの方々とか、地域の学童保育の活動に興味を示していただけるような方々をいかに確保していくかということで、広報活動とか、そういうものを引き続き、続けていきたいと考えております。

民間の学童保育のほうは、例えば施設的にも人数的にも基準を満たしておりますので、そういうものと地域の中で共存していくといいでしょうか、そういうことも私たちの1つの当面の目標ではございます。

ただ、委員がおっしゃったことも大変重要だと思いますので、貴重な御意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。

泉委員

少し関連して、放課後児童クラブの指導員不足に関してなのですが、森市長の鶴の一声で地域ミニ放課後児童クラブの要件を撤廃するという話が以前ありましたが、新聞によると、指導員のそういう要件を満たさなくてもいいのではないかというような話も国のほうで半年ぐらい前に出ていたと思うのです。

指導員不足の解消について、国のほうでは現状としてどのような考え方をお持ちなのか、逆に富山市はどのようにお考えか、お答えいただけますか。

こども育成健康課長 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのが国全体の運営の指針になります。その中で、委員がおっしゃったのは、恐らく指導員の配置人数の基準について、それまでは地域の特性などに応じて従うべき基準ということで、2人というものを数字として示されていたのですけれども、地域の実情に合わせて参酌する基準ということに変えてもいい、要は、2人いなくてもやれるようになりますと。ただ、市町村において条例でその旨を定めなければいけないという趣旨だったかと思います。

さきの6月定例会のほうでも御質問をいただいたところでございますが、富山市のほうは、当然人数的なこともあるのですけれども、まずお預かりする際の保育の質というものを下げてはいけないということも1つあります。そういうことを踏まえして、現状につきましてはどのクラブもその基準を満たしております。要は、条例を変えてまで基準を下げた運用をしなければいけないような状態にはなっ

ておりません。ぎりぎりですけれども、何とか指導員の方は確保できております。

今後も、質の低下を招かないような運用と安心・安全な運用のために、そこはどうしても譲れないということがございますので、そういう形で指導員の方を確保していくことを今後も続けていきますし、基準を緩めるという条例に対しても、現在は検討はしていないということでございます。

泉委員 了解しました。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会子ども家庭部所管分を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

~~~~~

午後 1時50分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分に入りますが、

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はございますか。

鋪田委員

生活安全交通課長にお伺いしたいと思います。先ほど実は福祉関係で質問していた、シニアカーのことです。車椅子の電動版、最高速度も時速6キロメートル以下ということで、道路交通法上は歩行者としての扱いになります。先ほどほかの部局には、介護保険の対象になるということで、購入、レンタルのときに自賠責等の加入について呼びかけたらどうかという質問をしたのです。高齢者の事故には、自転車とか車、歩行者ということが今までであったと思うのですが、こういったシニアカーもこれからどんどん増えていく可能性があると思います。市民の交通安全対策ということで対策をとっていく必要があると思いますが、所見をお伺いいたします。

生活安全交通課長

今、委員が御指摘のとおり、シニアカーといえますのは正式名称がハンドル型電動車椅子というものになります。ハンドル型電動車椅子の運転には運転免許証の必要性はないということと、車種の登録制度も現時点ではございません。また車検、ナ

ンバープレートの発行等もございません。  
道路交通法上は歩行者として取り扱われているということですが、損害保険会社のほうに確認しましたところ、対物車両、対人、それから自損事故の保険というものを販売しておられる状況でございます。  
そこで、私ども生活安全交通課の立場といたしましては、今後、福祉保健部と協議をしながら、シニアカーについてどのような事故が発生しているのか、また富山市内でどれほどの方がシニアカーを御利用なさっておられるのかという具体的なことを調べてまいりたいと考えております。

高見委員

今、富山市内の警察3署が再編されるということで、そのうち2署がもう再編されたのですが、来年度にもう1署が再編される、大変大規模な再編になっています。

今、住民の皆さんが心配しているのは、例えば富山北警察署が幹部交番になって、この後再編される富山南警察署についても、現在の場所で幹部交番になるという、そういった情報が伝わってきているのです。

幹部交番としてしっかりやっていただかないといけないということを皆さんが思っているのと、もう一つは、現在ある駐在所などが、

再編したことによってなくなるところが出てくるのではないかというような不安を抱えている地域の皆さんもおいでになるのです。

だから、このことについては各警察署一北署や南署あるいは中央署あたりの住民に対する説明会などといったものをやってもらえるように、皆さんのほうからお願いしていただきたいなと思います。住民の不安を払拭する意味です。駐在所がなくなることはないだろうとは思いますが。

それに伴って防犯協会も再編になるし、交通安全協会も再編になります。

何にしても警察の再編で、中央署の守備範囲が北部のほうへ広がる一方、南部はものすごく小さくなるのです。有沢線から南側が全て南署管内になるのでしょう。南署がものすごく守備範囲が広くなるということからして、住民の皆さんは不安感が少しあるものだから、その払拭だけはしっかりやっていかないといけないなというふうに思うので、そこをまたひとつよろしく願います。

委員長

ほかに何か質問はありませんか。

泉委員

自転車のことについて1つだけ確認なのですが、自転車が歩道部分を走ることがあります。

富山市役所から富山駅前などにかけても歩行者の通行量がかなり多いですけれども、基本的な考え方として、例えば歩道を走ってはいけないというのは富山市全域なのか、それとも中心部だけとエリアを限定されているのか、ちょっとお伺いしたいのです。

生活安全交通課長 本来、自転車は車両になりますので、車道を走ることが原則でございますけれども、富山市の場合におきましては歩道がかなり広い部分もございますので、そういう歩道の広い部分につきましては、車道を走るより歩道を走ったほうが安全度が高くなるという場合もございますので、歩道によってその部分を区分けしております。一概にここでは車道、ここでは歩道ということには今のところなっていないです。

泉委員 それでは、どこでは歩道を走っていいのですか。ここはだめだよというところ、その明確な目印のようなものは今現在あるのでしょうか。

生活安全交通課長 ブルーラインという舗装をしております、歩道上に青色のラインを引いてあるところは自転車が走ってもよいというふうになってご

ざいます。

白線とか黄線などとは別に、明確に青色線の部分が自転車というふうにしております。いわゆる自転車マークでございます。

泉委員

自転車マークもありますね。そうしましたら、自転車マークもなくて青色の線も引いてないところは、基本的には歩道上を走ってはいけないという認識でよろしいですね。

市民生活部次長  
(生活安全交通・  
防災危機管理担当)

法律的に言うと、道路標識で自転車歩道通行可とされているところであれば自転車は歩道を通行して構いません。それ以外は自転車は車両ですから、原則車道を通行する必要があります。

ブルーラインなどというのは、内輪でわかりやすいように表示しているだけで、法律上、自転車が歩道を走っていいのは、自転車歩道通行可という標識がある場合と、あと、例えば車道が工事しているとかで、車道を通るのがどうしても危険だというふうに自転車の運転手が判断した場合、この場合は緊急的に歩道を通行することが認められています。

ですから、法律上は標識がある場合と、自転車の運転手が車道を通ることが危険だと自分で考えた場合、この場合だけです。

泉委員 了解です。

松井委員 今の答弁に関連してなのですが、今、市役所の前や県民会館の前の歩道に自転車マークがついていて、走ることが可能になっています。以前質問したときも対応はできているという答弁はいただいていたのですが、やはり自転車に乗っている人もそうですが、歩いている人もそれを認識できていない人が多くいるのが現実です。

ほかの市町村へ視察に行ったときに、歩道幅が広いところで自転車専用レーンになっているところは、やはり歩行者と自転車の走れる走行空間を、目で見ても物でもわかるように区分けしているということも最近多く出てきています。できるところ、できないところというのは現実問題としてあると思うのですが、できるところに関しては、そういった配慮もしていくことが今後の安全対策につながるのではないかなと思いますので、そういったことを次期自転車利用環境整備計画の中にも組み込んでいただきたいなと思っております。これは要望になります。

委員長 ほかにありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、市民生活部所管分を終了いたします。  
市民生活部の皆さんは、退室願います。  
説明員が退室しますので、しばらくお待ちください。

〔市民生活部退室〕

委員長

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
まず、視察の日程及び視察先につきましては、事前に皆さんにお知らせいたしましたとおり、11月8日金曜日に、MUROYA、アルペンリハビリテーション病院、あしたねの森を視察いたしたいと思っております。  
それぞれの視察目的については、MUROY

Aでは障害者や高齢者の自立支援について、アルペンリハビリテーション病院においては回復期リハビリテーション病院における取組みについて、あしたねの森については高齢者施設と保育施設及び放課後デイサービスの一体化による効果についてであります。以上のとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。今後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。なお、行程の詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら委員各位へ速やかに御案内いたしたいと思っております。最後に、この際、委員各位からほかに何か御意見はありますか。

高田 重信委員

話題に上っておりました自転車安全利用促進条例について、自民党で前回、各会派にたたき台のような形でお渡ししましたが、いろいろな経緯の中で、ぜひとも富山市の自転車安全利用促進条例というものをつくっていき

いという思いがありますので、この委員会の中で勉強会とかをしっかりとさせていただければありがたいなと思っている次第であります。どうか皆さんの御意見をお伺いできればと思っています。よろしくお願いいたします。

委員長

今ほど高田 重信委員から、自転車安全利用促進条例についての調査・研究を本委員会で行いたいという発言がございました。皆さんの御意見をお聞かせください。

高見委員

勉強することはいいことです。というのは、先ほども分科会で少し発言したけれども、全国大会へ行ったときに、本当に自分の不勉強さをつくづく感じたのです。自転車はこういう使い方ができるのだとか、観光などのいろいろな面で先進的に取り組んでいる事例が結構あったのです。そういうことも勉強することはいいことだと思うので、今の高田 重信委員の発言については賛成です。

委員長

それでは、本委員会において、自転車安全利用促進条例の調査・研究を今後行っていくことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

今後の日程等につきましては、決定次第、委員各位へ御案内したいと思います。

これをもって、令和元年9月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和元年9月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 松井邦人

署名委員 金井毅俊